

郵政民営化委員会（第229回）議事要旨

日 時：令和3年3月23日（火）13:00～14:50

場 所：web形式にて開催

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、清原委員、三村委員
（敬称略）

総務省情報流通行政局郵政行政部 菱沼企画課長

1. 議事

- ・ 日本郵便株式会社法施行規則の改正について（総務省・事務局）
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について（事務局）
- ・ 郵政民営化の進捗状況について

2. 委員会での説明・意見等

- 日本郵便株式会社法施行規則の改正について【資料229-1-1～2・資料229-2】
 - ・ 資料に基づき、総務省及び事務局から概要を説明。
- 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について【資料229-3】
 - ① 説明の概要
 - ・ 資料に基づき、事務局から概要を説明。
 - ② 委員からの意見等
 - ・ 今回の個人向け貸付業務（フラット35等の直接取扱い）について、直営店41店舗を窓口として実施することは利用者利便の向上につながるものと判断している。
また、業務開始当初の直営店41店舗から他の直営店にも取扱店を増やそうとするときは、利用者保護等の観点から、ゆうちょ銀行は当委員会への説明を行うなどの条件を明記した上での意見となっており、これまでの審議における各委員の考え方が明確に示されていると考えている。
 - ・ 今回、信用保証業務を子会社に行わせることになるが、今後は、例えば預金口座の決済情報などこれまでに蓄積されている様々なデータを十分に駆使して、この新たなサービスがより利便性の高いものになることを期待したい。ゆうちょ銀行の新しい中期経営計画においても、こうしたデータビジネスは大きな柱になると考えており、個人情報保護や情報セキュリティの確保に留意しつつ、データを分析・活用していけるよう、ゆうちょ銀行にはお願いしたい。
- 郵政民営化の進捗状況について
 - ・ 全体像について委員間で議論を行った。

—以上—

注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。